

議案第77号

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

逗子市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和5年12月14日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

逗子市国民健康保険条例(昭和34年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第21条の2」を「第21条の3」に改める。

第8条の3中「及び第16条の4」を「、第16条の4及び第16条の5」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険保険給付費等交付金」を「並びに国民健康保険保険給付費等交付金」に改める。

第10条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第12条の5の2中「及び第16条の4」を「、第16条の4及び第16条の5」に改め、同条第2号中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第12条の6中「第16条の2」の次に「及び第16条の5」を加え、同条第2号中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第15条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは施行令第29条の7の2

第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額（被保険者数が増加又は減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）若しくは第12条の7の額又は第16条の2第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額若しくは第12条の7の額又は第16条の2第1項各号に定める額、第16条の4第1項に定める第12条若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の4第4項第1号に定める額、第16条の5第1項各号に定める額又は同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第16条の2第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6

第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第16条の4第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第16条の4の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第16条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第21条の3第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の5の3又は第12条の5の6」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の7」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の9」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第16条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした

納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは、「第12条の5の3又は第12条の5の6」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の7」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の9」と読み替えるものとする。

第6章中第21条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第21条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の5の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の当該保険料について適用し、令和5年度分の当該保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの当該保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の公布に伴い、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正され、国民健康保険料における出産被保険者の産前産後期間の所得割額及び被保険者均等割額の減額の規定を加えること等について、改正の要あるため提案する。